

懲戒処分の基準

1 基本事項

本基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分（地方公務員法第29条第1項に規定する免職、停職、減給若しくは戒告又は服務監督上の措置としての文書訓告をいう。以下同じ。）の量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、以下の①から⑤までの観点の他、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮のうえ判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、基準に掲げる量定以外とすることもあり得るところであり、また、内容が比較的軽い場合は懲戒処分に代えて嚴重注意の措置を行うこともある。

なお、基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては基準に掲げる取扱いを参考に判断するものとする。

- ①非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ②故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤過去に非違行為を行っているか

2 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準

(1) 飲酒運転に係る懲戒処分の基準

- ①酒酔い運転をした職員は、免職とする。
- ②酒気帯び運転をした職員は、原則として免職とする。
- ③飲酒運転であることを知りながら、飲酒運転に係る自動車に同乗した職員については、免職又は停職とする。
- ④飲酒運転を教唆し、又はほう助したと認められる職員については、免職又は停職とする。

(2) その他の交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準

	違反及び事故の態様	処分の量定
人身事故を伴うもの	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職、停職又は減給
	イ アにおいて措置義務違反をした職員	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた職員	減給、戒告又は文書訓告
	エ ウにおいて措置義務違反をした職員	停職又は減給
交通法規違反	オ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告
	カ オにおいて物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	停職又は減給

3 その他の非違行為に係る懲戒処分の基準

(1) 不適切な勤務に係る懲戒処分の基準

違反及び事故の態様		処分の量定	
欠勤	10日以内	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給、戒告又は文書訓告
	11～20日	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	21日以上	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退の繰り返し		勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
休暇の虚偽申請		特別休暇等について虚偽の申請をした職員	減給又は戒告
勤務態度不良		勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給、戒告又は文書訓告
職場内秩序びらん	暴行	上司、同僚又は部下に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	暴言	上司、同僚又は部下に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給、戒告又は文書訓告
虚偽報告		事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	争議行為、怠業的行為	地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした職員	減給、戒告又は文書訓告
	共謀、あおり、そそのかし	地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
秘密漏えい	ア	自己の不正な利益を図る目的で職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職
	イ	職務上知ることができた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	ウ	具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	減給又は戒告
個人情報	目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告
	紛失、盗難	重要な個人情報を持ち出して、紛失し、又は盗難にあった職員	減給、戒告又は文書訓告
政治的行為の制限違反		地方公務員法第36条の規定に違反して政治的行為をし、又は政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員	停職、減給又は戒告
営利企業等の従事許可を得る手続の怠り		営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することについて、その許可を得る手続を怠り、これらの営利企業等に従事した職員	減給、戒告又は文書訓告

セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）	暴行、脅迫、業務上の立場を利用したわいせつな行為	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	わいせつな言動等の繰り返し	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員	停職又は減給
	わいせつな言動等による精神疾患の罹患	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	免職又は停職
	わいせつな言動等	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給、戒告又は文書訓告
パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの）	ア	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員	停職、減給又は戒告
	イ	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	ウ	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	免職、停職又は減給
収賄	賄賂を収受した職員	免職又は停職	
横領	公金又は県の財産（以下、「公金等」という。）を横領した職員	免職	
窃取	公金等を窃取した職員	免職	
詐取	人を欺いて公金等を交付させた職員	免職	
紛失	公金等を紛失した職員	減給、戒告又は文書訓告	
盗難	過失により公金等の盗難に遭った職員	減給、戒告又は文書訓告	
県の財産の損壊	故意に職場において県の財産を損壊した職員	減給又は戒告	
出火・爆発	過失により職場において県の財産の出火、爆発を引き起こした職員	戒告	
給与等の違法支払・不適正受給	法令に違反して給与等を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した職員	減給、戒告又は文書訓告	
公金等の処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金等の不適正な処理をした職員	減給、戒告又は文書訓告	
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給、戒告又は文書訓告	
法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に支障を与え、又は県民等に損害を与えた職員	減給、戒告又は文書訓告	
申請、届出、報告義務違反	正当な理由なく、故意に山形県職員服務規程に規定する申請、届出、報告を行わなかった職員	戒告又は文書訓告	

公益通報に関する不適正な行為	ア 通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員	停職又は減給
	イ 事実をねつ造して虚偽の通報を行った職員	停職、減給又は戒告
公務員倫理違反	別表左欄に掲げる違反行為を行った職員	当該違反行為に応じ、別表右欄に掲げる処分量定
入札談合等に関する行為	県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職又は停職
公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	免職又は停職
	イ 決裁文書を改ざんした職員	免職又は停職
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告

(2) 私的な非行に係る懲戒処分の基準

		違反及び事故の態様	処分の量定
放火		放火をした職員	免職
殺人		人を殺した職員	免職
傷害		人の身体を傷害した職員	停職又は減給
暴行・けんか		暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった職員	減給又は戒告
器物損壊		他人の物を損壊した職員	減給、戒告又は文書訓告
横領（公金等を除く）	ア	自己の占有する他人の物（公金等を除く）を横領した職員	免職又は停職
	イ	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物（公金等を除く）を横領した職員	減給又は戒告
窃盗・強盗	窃盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
詐欺・恐喝		人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
賭博		賭博をした職員	減給又は戒告
	常習	常習として賭博をした職員	停職
麻薬等の所持等		麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	免職
酩酊による粗野な言動等		酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした職員	減給、戒告又は文書訓告
淫行		18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
わいせつな行為		わいせつな行為を行った職員	免職、停職又は減給

4 管理監督に係る懲戒処分の基準

	違反及び事故の態様	処分の量定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給、戒告又は文書訓告
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、適切な措置を取らずに、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

別表

違反行為	処分の量定
ア 山形県職員倫理規程（以下「規程」という。）第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること。（夕に掲げるものを除く。）	免職、停職、減給又は戒告
イ 規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること。（夕に掲げるものを除く。）	免職又は停職
ウ 規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
エ 規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること。（夕に掲げるものを除く。）	減給又は戒告
オ 規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること。（夕に掲げるものを除く。）	停職又は減給
カ 規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。（夕に掲げるものを除く。）	免職、停職、減給又は戒告
キ 規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。	停職又は減給
ク 規程第5条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること。（ケからサまでに掲げるものを除く。）	減給又は戒告
ケ 規程第5条第1項第6号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。	減給又は戒告
コ 規程第5条第1項第6号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること。	停職、減給又は戒告
サ 規程第5条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。	減給又は戒告
シ 規程第5条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。（ケに掲げるものを除く。）	戒告
ス 規程第5条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること。（コ及びサに掲げるものを除く。）	戒告
セ 規程第5条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること。	アからスまでのそれぞれの違反行為に応じた処分量定に準じて、免職、停職、減給又は戒告
ソ 規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて贈与等を受けること。	減給又は戒告
タ 規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	免職、停職又は減給
チ 規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。	減給又は戒告
ツ 規程第10条第1項の規定に違反して他の職員の規程第5条第1項各号、第7条、第8条又は第9条第1項第2号若しくは第2項の規定に違反する行為によって当該他の職員（規程第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	免職、停職、減給又は戒告

<p>テ 規程第10条第2項の規定に違反して知事、副知事、総括倫理監督職員、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること。（規程第11条第3項において準用する場合を含む。）</p>	<p>停職、減給又は戒告</p>
<p>ト 規程第10条第3項の規定に違反して自らが管理又は監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること。（規程第11条第3項において準用する場合を含む。）</p>	<p>停職又は減給</p>
<p>ナ 規程第12条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、総括倫理監督職員に届け出ないこと。</p>	<p>戒告又は文書訓告</p>
<p>ニ 規程第12条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、総括倫理監督職員に虚偽の事項を届け出ること。</p>	<p>減給又は戒告</p>
<p>又 規程第13条の規定に違反して総括倫理監督職員の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、同条に規定する講演等を行うこと。</p>	<p>減給、戒告又は文書訓告</p>
<p>ネ 規程第15条の規定に違反して同条に規定する贈与等報告書を提出しないこと。</p>	<p>戒告又は文書訓告</p>
<p>ノ 規程第15条の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。</p>	<p>減給又は戒告</p>